#### 九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

#### 社会法判例研究(第七回)

平部, 康子 九州大学大学院法学研究科博士課程

社会法判例研究会 九州大学大学院法学研究科博士課程

https://doi.org/10.15017/2062

出版情報:法政研究. 63 (2), pp. 97-108, 1996-11-21. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係: している。

### 判例研究

# 社会法判例研究 (第七回)

# 社会法判例研究会

事件訴訟控訴審判決合憲性―――奈良県児童扶養手当受給資格喪失処分取消請求合憲性―――奈良県児童扶養手当受給資格喪失処分取消請求認知された婚姻外の児童に対する児童扶養手当不支給の

(原判決取消、判例時報一五五九号二六頁第七四号児童扶養手当資格喪失処分取消請求控訴事件)(大阪高裁平成七年一一月二一日判決、平成六年(行コ))

### 【事実の概要】

懐胎し、平成二年一一月一六日に出産し、現在、Aを監護一 Xは、婚姻(事実婚を含む)によらないで訴外Aを

を対象児童として児童扶養手当認定請求書を提出した。YXは、平成三年一月一八日、奈良県桜井市長に対し、A

定し、同年二月分から児童扶養手当を支給した。で除く。)」と定める児童扶養手当法施行令(以下「施行む。)によらないで懐胎した児童(父から認知された児童がないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を認識している。

Aは、平成五年五月一二日、その父である訴外Bにより のは、平成六年一月五日付けで右申立てを棄却する決定をしたが、子 に、平成五年五月八日、子に対し、異議申立てをしたが、子 では、平成五年五月八日、子に対し、異議申立てをしたが、子 では、平成五年五月八日、子に対し、平成五年五 という)を行った。Xは、本件処分を不服として で成五年一一月八日、子に対し、異議申立てをしたが、子 で成五年一一月八日、子に対し、異議申立てをしたが、子 で成五年一一月八日、子に対し、異議申立てを乗却する決定をし は、平成五年五月一二日、その父である訴外Bにより

反すること、②児童の権利に関する条約等の諸条約に違反婚(内縁)の児童と差別するものであり、憲法一四条に違児童を、父母が法律婚を解消した児童及び認知された事実二 そこで、Xは、本件括弧書は①認知された婚姻外の

あるとして、本件処分を取消した。 車によるものではないから、憲法一四条に違背し、無効で おいて明らかに差別するものであり、右差別は合理的な理 外の児童をその社会的な地位又は身分により経済的関係に 外の児童をその社会的な地位又は身分により経済的関係に 原審は、本件括弧書は、父母が婚姻を解消した児童及び

【判旨】 原判決取消

これを不服とするYが控訴したのが本件である。

条一項五号の委任を受けて制定された施行令一条の二第三めたものであることは明らかである」。そうすると、法四扶養手当の積極要件の一つである支給対象となる児童を定一 「法の規定を見ると、……法四条一項各号は、児童

解することはできない」。 関童を規定するほか、消極要件までも規定しているものとあって、それ自体の中に、児童扶養手当の支給対象となるに、児童扶養手当の支給対象となる児童を定めた規定でに、児童扶養手当の支給対象となる児童を定めた規定で

従って、「施行令一条の二第三号のうち本件括弧書のみを取り出して、それを無効とし、本件括弧書の無効を理由として本件処分を取り消すことは、一体として母が婚姻によらないで懐胎した児童であって父から認知されたものを児童扶養手当の支給対象とすることを定めた施行令一条の二第三号の規定の趣旨に反し、法四条一項各号(施規定していない母が婚姻によらないで懐胎した児童であって父から認知されたものについても児童扶養手当の支給対象と結果となり、立法府又は政令が存在するものとし、そのような結果となり、立法府又は政令制定者の権限を侵すことに同意を取り出して、「施行令一条の二第三号のうち本件括弧書のみ続きない。

由により、憲法一四条に違反しない。 一のみならず、本件括弧書は、実質的にも、以下の理

法 うな児童を児童扶養手当の支給対象とするかは、立法府の 法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだ るというべきである」。 であるなど立法府の合理的な裁量判断の限界を超えている 合に、それが何らの合理的理由のない不当な差別的取扱い 憲法二五条の規定の要請にこたえて制定された法令におい 裁量の範囲に属する事柄と見るべきである。もっとも、憲 七日大法廷判決・民集三六巻七号一二三五頁参照)、どのよ 憲法二五条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立 する目的をもって設定された社会保障上の制度であるが、 て、支給要件等について何らかの区別が設けられている場 ねられており(最高裁昭和五一年行第三〇号同五七年七月 と認められるときには、 (1)四条一項は合理的理由のない差別を禁止しているから、 「児童扶養手当は、憲法二五条の規定の趣旨を実現 憲法一四条一項違反の問題が生ず

そして、同項五号は、政令で指定する児童につき、同項一ことは、法一条、四条一項の文理上明らかである (……)。法四条一項各号に該当する児童のみを支給対象としているを児童扶養手当の支給対象とするという政策を採用せず、(2) 法は、「すべての父と生計を同じくしていない児童

ているというべきである」。 る児童の類型を指定することを政令制定者の裁量にゆだねる児童に準ずる児童の中から児童扶養手当の支給対象となの制限を付していないから、同項一号ないし四号に規定す号ないし四号に規定する

「ところで、法四条一項自体が具体的に規定している児童扶養手当の支給対象である児童(……)は、①父が存在するがその父に児童を扶養することを期待することが困難な類型のうちの一定のもの(①[注—父が死亡した児童(同項二号)]、(3)[注—父が政令で定める程度の障害の状態にある児童(同項三号)])と、②父が存在しないために父による扶養を受けることが死亡した児童(同項二号)]、(4)[注一父の生死が明らかでない児童(同項四号)]。なお、父が存在するか不明な場合である場合も、児童の技者という点からは、存在しないのと同視し得る。)について、児童扶養手当の支給対象としたものであることをうかがうことができる」。

の二も、前記①の類型の児童(⑸ [注—父が引き続き一年以そして、同項五号の委任に基づき制定された施行令一条

支給されたものと解することができる。 該当するかどうか明らかでない児童(同条四号)])として、(父から認知された児童を除く(同条三号)]、(8) [注―前号に類型の児童(⑺ [注―母が婚姻によらないで懐胎した児童上遺棄している児童(同条一号)]、(6) [注―父が法令により引上遺棄している児童(同条一号)]、(7)

対象を画することが不合理であるといえないから、 在という指標に該当する事実を規定したものであるところ 解される。そして、本件括弧書は、帰するところ父の不存 ということができ、立法者の裁量の範囲内に属するものと がなくなったものとすることも、それなりに合理的なもの 事実がある場合は別として、 が存在するに至った場合)には、他の支給対象児童となる という指標に該当する事実がなくなった場合(すなわち父 なものである。そうすると、その反面として、父の不存在 対象となる児童の範囲を画することは、それなりに合理的 る場合であるから、②を指標として、児童扶養手当の支給 ら……児童扶養手当を支給する必要性が類型的に肯定され 右のとおり、そのような指標によって児童扶養手当の支給 "父が不存在の児童については、父の不存在それ自体か 類型的に児童扶養手当必要性 本件括

量の範囲内に属すると解され、憲法一四条一項に違反する認知されたものを支給対象としないこと)は、立法府の裁弧書を設けたこと(婚姻によらないで懐胎した児童で父に

ものとはいえない」。

(3) 「本件括弧書が存する結果、母が婚姻によらないで、当該児童について児童扶養手当が支給されていた場合は、当該児童が父から認知されたときは、当該児童に対策を受けるとになる」。しかし、「この結果は、当該児童に、当該児童が父から認知されたときは、当該児童に対策を受ける。とになる」。しかし、「この結果は、当該児童に対策を受ける。しかし、「この結果は、当該児童に対策を要失することになる」。しかし、「この結果は、当該児童に対策を要失することになる」。しかし、「この結果は、当該児童に対策を要失することになる」。しかし、「この結果は、当該児童に対策を要決するとになる」。しかし、「この結果は、当該児童に対策を要決するとになる」。

# 【評釈】 判旨一部疑問

なる取扱いを受けることがある。近年、相続分差別規定を差別を受けやすいグループであり、制度上も嫡出子とは異手当支給差別が争われた事件である。非嫡出子は実生活上一善本件は、認知された婚姻外の児童に対する児童扶養

憲法一四条等に反すると主張したのである。 初めから問題とならないか、 当法では、父の認知は法律婚及び事実婚による児童の場合、 当法においてどのような判断がなされるかが注目された。 ライバシーを侵害し、子に対し不合理な差別をするものと や住民票続柄欄における区別記載について夫婦及び子のプ を喪失する扱いとなっている。Xは、このような婚姻によ 資格の得喪に影響を与えないのに対し、婚姻外の児童の場 に対する差別が問題になっている事例である。 が出されている中、社会保障法の一分野である児童扶養手 した判決(東京高判平七・三・二二判時一五二九号二九頁) 合憲とした判決(最大判平七・七・五判時一五四○号三頁) る児童と婚姻外の児童の間の認知にかかる差別的取扱いが ただし、本件は、正確には非嫡出子の中でも婚姻外の児童 問題とならないどころか認知により自動的に受給資格 あるいは児童扶養手当の受給 児童扶養手

といえよう。
ているが、結論としては従来の裁判例に沿ったものである会保障立法に関する立法裁量と司法救済のあり方が問われ効とできるかが争点となっている。この判断の基礎に、社効とできるかが争点となっている。

ている。 がどのような意味を持つかにつき、 り上げられ、児童扶養手当法において、児童に対する認知 おいては、 養手当の受給につき障害福祉年金受給者たる母と公的年金 併給調整規定を合憲とした堀木訴訟 を受けない者の間の差別的取扱いが争点となった。 七判時一〇五一号二九頁)がある。この事件では、 反を争った事例として、児童扶養手当と障害福祉年金との いかが争われている。 第二に、本件括弧書が憲法一四条の平等原則に違反しな 初めて手当の支給対象となる児童が正面 児童扶養手当法に関し憲法一四 裁判所の見解が示され (最大判昭五七・七・ 本件に 児童扶 「から取

主張されたものである。 
おいてはこの問題は争点とならず、本判決でYから新たに違憲無効とできるかについて判断が行われている。原審にの方法として、施行令一条の二第三号のうち括弧書のみを 
二 判旨一では、規定の内容そのものでなく、司法救済 
二

童の中でも特に扶養を期待できない児童に限定して主張を姻外の児童一般の差別について主張するが、そのような児消しである。ただし、Xはこれを争う際に、認知された婚Xが求めているのは、Xに対する受給資格喪失処分の取

児童という類型に一般化して、裁判所の判断を求めた。してはいない。従って、Xは、自らを認知された婚姻外の

これに対し本判決は、まず、法の構造に鑑み、施行令一これに対し本判決は、まず、法の構造に鑑み、施行令一これに対し本判決は、まず、法の構造に鑑み、施行令一た。

明される。

所が第一義的な判断によって行い、特定の要件を自ら創設的とき、それがいかに憲法上望ましいものであろうとも、いとき、それがいかに憲法上望ましいものであろうとも、は、一十二三判時一〇四五号七八頁)とされる。このような憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、な憲法訴訟の一般論を社会保障法について当てはめると、ないのような制限規定を違憲無効とすることは裁判所の権限にある。このような制限規定を違憲無効とすることは裁判所の権限に対している。このように対している。

養手当法施行令の合憲性」みんけん四六九号四九頁)と説父から認知された場合に児童扶養手当を支給しない児童扶事実上の婚姻のいずれにもよらずに懐胎、出生した児童が一般的に認められている」(山元裕二「法律上の婚姻及びすることはできないことは、違憲立法審査権の限界として

払 は と判示している。この論理によれば、司法救済のあり方は、 確定されるべきであり、裁判所は老齢福祉年金の全額の支 格差自体を設けることには合理性があると判断されるとこ 著しい格差を設けた併給調整規定が違憲であるとしても、 昭五七・一二・一七訟月二九巻六号一〇七四頁) 限度額についての格差を争った岡田 扶助料と戦争公務扶助料の間にある老齢福祉年金との併給 とになる例が多いことも留意すべきであろう。 体の無効を求める場合であっても、 ろ、どのような額に是正すべきかは立法府の裁量によって していなかった対象にまで給付を拡大する効果を生ずるこ さらにつけ加えれば、給付を行う社会保障立法にお 規定の一部の無効を求める場合に限らず、制限規定全 更にはその一部の支払を命ずる救済を与えられない、 無効とすれば法が予定 (あ) 訴訟(最小二判 増加非公死 は、仮に いて

よりむしろ、 障立法に関する司法救済の限界の判断は、 憲補充解釈が許されると解すべきである。 的に許されないのでなく、 を待つまでもなく一義的で明白である場合は、 容に基づいて決定されるのである。 規定全体の無効かあるいは一部の無効かに依拠するのでは の拡大を求める立法不作為の違法の訴えについても、 規定が何をどのように定めているかという具体的内 規定の内容に依拠するものと考えられる。 救済の内容が立法府の裁量判断 他方、新たな支給対象 立法規定の形式 従って、社会保 例外的に合 絶対

Ą 解するか、あるいは本文と一体不可分の規定と解するかに 件括弧書を無効とした場合どの児童までを支給対象とすべ 点にポイントを置いていると解すべきである。 効とすることが新立法を定めることに当たらないかという とにはならないだろう。 文と括弧書部分が二つの規定として構成されていたとして 者の解釈を支持する。 て言えば、 つき、XとYの主張が分かれ、裁判所はその答えとして後 本件では、 それが判旨一の争点に対する判断に直ちに影響するこ 本件括弧書を消極要件を定めた可分の規定と 般に児童は多様な類型が想定できるため、 しかし、仮に本件施行令において本 むしろ本判決は、 本件括弧書を無 本件に即し 本

この結論を導いたと考えられる。きかについて、裁判所が一義的には決定できないことが、

ていると考えられる。

ては、判旨二で内容の検討を行った結果、実質的に否定しては、判旨二で内容の検討を行った結果、実質的に否定しては、判別の可能性までは否定してはいないと限定して理解す言判決の可能性までは否定してはいないと限定して理解するお、判旨一は、司法救済の限界という観点から、Xのなお、判旨一は、司法救済の限界という観点から、Xの

判決とでは、 姻外の児童に児童扶養手当を支給しないことが、 を導いたと考えられる。 なすかという合理性の審査基準が問題となろう。原審と本 の対象を設定した上で、どこまでの差別を合理性ありとみ する過程では、何と比較して不平等とするのかという比較 条違反にならないかが争われている。 (1) 判旨二では、 第一義的には、 本件括弧書によって認知され 比較対象の違いが異なる結論 平等原則違反を審査 憲法 た婚 四

裁量に委ねられるが、それが合理的な裁量判断の限界を越童扶養手当の支給対象者の設定は、基本的に立法府の広い決とも、一般論としては堀木訴訟最高裁判決を引用し、児(2) Xの訴えが認容された原審、認容されなかった本判

立する余地があるとしている。 えていると認められるときには、憲法一四条一項違反の成

回一手をとった。 原審は、まず、父母の婚姻の有無は、児童にとって「自原審は、まず、父母の婚姻の有無は、児童にとって「自原審は、まず、父母の婚姻の有無は、児童にとって「自

ては②に該当しなくなったとする。つまり、本判決におけては②に該当しなくなったとする。つまり、本判決におけいために父による扶養を受けることができない類型の児童のうちの一定のもの」というものである。本判決は、同じのカテゴリーに入れる。他方、婚姻外の児童については、一旦②のカテゴリーに入れ、そのうち認知されたものについ日②のカテゴリーに入れ、そのうち認知されたものについては②のカテゴリーに入れ、そのうち認知されたものについては②に該当しなくなったとする。つまり、本判決は、同じのカテゴリーに入れ、そのうち認知されたものについる。本判決は、本判決は、ある指標によって画された二つこれに対し、本判決は、ある指標によって画された二つ

で比較するものと捉えていないと解される。で比較するものと捉えていないと解される。①父が存在するが扶養を期待できない状態から、①父が存在しないため扶持者が受けられない状態から、②父が存在する状態へ」を重扶者が受けられない状態から、②父が存在する状態へ」を重けが存在するが扶養を期待できない状態から、①父が存在しないため扶持者が受けられない状態から、②父が存在する状態へ」を重にないることがうかがえる。それゆえ本判決は、父母が得していることがうかがえる。それゆえ本判決は、父母が得していることがうかがえる。それゆえ本判決は、父母が存在していることがうかがえる。

児童の健全育成を図ることを目的(法一条)とする制度に であった。しかし、 ているという点では死別、 帯のみに限定されていた国民年金法における母子福祉年金 別児童扶養手当法等の支給に関する法律の解釈と運用』 改める法改正が行われた 的制度から、母子世帯の生活の安定と自立の促進を通じて したことから、 ための条件整備の拡大等、母子世帯を取り巻く状況が変化 ことから、生別母子世帯にも拡大するため設けられたもの を、「所得が低く、経済的、 ③ ところで、児童扶養手当制度は、当初、 昭和六〇年には従来の母子福祉年金の補完 離婚の急増、母子家庭の経済的自立の (坂本龍彥『児童扶養手当法 生別の別を問わず同じであ」る 社会的に多くの困難をかかえ 生別母子 世

四頁)児童の養育にかかる費用を保障するのである。不在の家庭がかかえる経済状況に着目し」(坂本・前掲書一ば生活の悪化に対して給付がなされるのではなく、「父親養手当は、年金のように一般的な所得の減少、言い換えれ

とから、 えられるのではなかろうか。 ではなく、 ため支給停止が正当化される け 制限を設けている。 父母が離婚した児童について、 が一定額以上あるとき等には給付の制限を受ける。 あるから、他の公的年金を受けているとき、受給者の所得 状況に照らし、 制限を設けている。 した児童は①のカテゴリーに入るはずだが、父の所得が多 定める一方、法四条二項各号、 れば、 法は一条の目的に沿って、法四条一項各号で積極要件を 昭和六〇年の法改正で新たに追加された法四条四項は、 支給対象を画するメルクマールは単なる父の存在 父の扶養義務の履行が期待できる可能性が大きい 児童の扶養あるいはその期待可能性であると考 援助が必要な家庭に手当を支給する制度で 児童扶養手当制度は、 本判決の指標を用いれば、 加えて、 (坂本•前掲書五頁)。 法九条~一一条で、支給の 別れた父の所得による支給 法四条四項は 母子家庭の経済 父母が離婚 この中 このこ 「特別

> う。 関係でなく、 義務の履行を求めることが困難であると認められるときに るよう予定されているといえるのではないだろうか。 である。 を重視し支給制限を行わないとする例外措置を定めるもの の多い父に扶養が期待できるとしても、 も注意すべきであろう。 は、この限りでない。」という但書きを設けていることに な事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養 い場合があることを想定し、そのような場合、 つまり、 現実の扶養によって支給対象を画していると解されよ 以上から、 児童扶養手当法は、形式的な身分関係や生活 実質的なそれに基づいて解釈され、 法は建前としての扶養義務の有無でな この但書きは、 建前としては所得 現実には行われな 現実の状況 運用され

である「父が存在する状態」と同じになったことを表してとないために扶養が受けられない状態から、②父が存在する状態へ」の変化が表しているのは、いなかった父が出ての状況の変化があることは推測されるとしても、父の扶養の状況の変化があることは推測されるとしても、父の扶養の換えれば、この状態は①の指標が想定する変化の出発点い換えれば、この状態は①の指標が想定する変化の出発点である「父が存在する状態へ」の変化が表しているのは、いなかった父が出ての状態へ」の変化が表しているのは、いなかった父が存在する状態へ」の変化が表しているのは、いなから見ると、本判決の「②父が存在しないために対している。

在する差異をも相対化してしまったといえよう。象の含まれるカテゴリーを広く画することにより、現に存していた特質の一部が捨象されている。本判決は、比較対「②父が存在する」児童のカテゴリーに包含され、本来有「)

本判決は、このような支給対象の画定は「それなりに合

う。 ことは難しく、多くの場合、ある部分の合理性を大きく上 ことは不可能である。 対象の設定は、法的判断の基礎となる差別的取扱いの事実 という形をとるため、全ての事実を漏らさずに類型化する 反しないとした。確かに、児童扶養手当は、ミーンズテス ついて明白性の原則に基づき判断すれば、憲法一四条に違 **理的」であり、これに依拠した二つのカテゴリーの差別** ては平等原則に違反すると考える。 法の趣旨に反しており、少なくともこの部分の児童につい の児童」に例外を認める余地が全く残されていないことは て、本件括弧書によって「扶養されない認知された婚姻外 を無視し、差別の合理性の判断を無意味にしてしまうだろ いる。このような状況を踏まえると、本判決のような比較 回るような他の部分の不合理性があることが問題となって いて、差別に全く合理的理由がないものを現実的に考える トを伴わず、法で定められた一定の類型に手当を支給する 私見では、 法四条四項が例外を設けていることに比し しかし、その反面、現代の法令にお

支給する児童育成手当の支給対象児童に関し、婚姻外の児勝訴した後、平成八年六月より都の補助を受けて市町村がなお、本件は上告中であるが、東京都では、原審でXが

#### 判例研究

こととした(朝日新聞一九九六年五月二一日付[西部本社 祉審議会で見直しが議論されており(朝日新聞一九九六年 版])。また、児童扶養手当制度自体について、現在児童福 規定を、「認知した父の扶養がある場合を除く」と改める 童については「父から認知された場合を除く」としてい ○月一日付夕刊 [西部本社版])、最高裁の判断が待たれ た

## 九四年)六〇七頁

時國康夫「憲法上の争点を提起する適格」芦部信喜編『講座憲

法訴訟』(一九八七年)第一巻二五三頁

戸波江二「平等権の新しい救済方法」野中俊彦・江橋崇・浦部法 穂・戸波江二共著『ゼミナール憲法裁判』(一九八六年)八六

頁

堀勝洋

『社会保障法総論』(一九九四年)一六五頁

(平部康子)

本判決の評釈として

る。

市川正人「児童扶養手当と婚外子差別」法学セミナー五〇一号

(一九九六年) 八一頁

山元裕史「法律上の婚姻及び事実上の婚姻のいずれにもよらず 内野政幸「認知された結婚外の子に対する児童扶養手当不支給 は合憲か」法学教室一八七号(一九九六年)一〇六頁

当を支給しない児童扶養手当法施行令の合憲性 に懐胎、出生した児童が父から認知された場合に児童扶養手 (積極)」み

んけん四六九号四九頁

(参考文献) 本文で引用したもののほ

君塚正臣 「非嫡出子の憲法学」阪大法学四四巻二・三号(一九